

土地・家屋の手続き

◇ 亡くなった方が土地・家屋を所有していた場合は、現所有者の申告手続きが必要になります。

持ち物

- 申請者の本人確認書類等（マイナンバーカード・運転免許証等）

受付窓口

- ・ 本庁舎 3階 税務課 家屋・償却資産グループ ☎ 0242-39-1225

期限

現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内

その他

土地・家屋の相続登記については、下記にお問い合わせください。
福島地方法務局若松支局 ☎ 0242-27-1498

道路、法定外公共物（水路等）の占有許可・使用許可

◇ 亡くなった方が道路占有をしていたり、法定外公共物（水路等）を使用していた場合は、変更手続きが必要です。

持ち物

- 下記の受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

- ・ 栄町第一庁舎 3階 開発管理課 路政グループ ☎ 0242-39-1266

期限

すみやかに（おおむね2週間以内）

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

農地に関する手続き

- ◇ 亡くなった方が農地を所有していた場合は、届出が必要です。
市役所への届出は、法務局での相続登記が済んでからになります。

持ち物

- 登記完了証
 - 登記識別情報通知
- ※法務局へ電子申請した場合は「登記完了証」のみ。

受付窓口

・本庁舎 5階 農業委員会事務局 ☎ 0242-39-1351

期 限

相続登記完了後、すみやかに手続きください。

農業者年金の手続き

- ◇ 亡くなった方が農業者年金を受給していた場合は、届出が必要です。

持ち物

- 農業者年金証書
 - 亡くなった日と請求する方との続柄がわかる除籍や戸籍の全部事項証明書（謄本）
 - 未支給年金を請求する方の名義の通帳
- ※未支給年金は、亡くなった方と生計を同じくしていた、
配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順で請求できます。

受付窓口

・最寄りの会津よつば農業協同組合各支店

問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎ 0242-39-1351

期 限

すみやかに手続きください。

各種障害者手帳の手続き

◇ 亡くなった方が次のいずれかの手帳をお持ちだった場合は、手帳の返還等の手続きが必要です。

- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳

持ち物

- 該当する手帳

受付窓口（次のいずれかで手続きができます）

- ・本庁舎 1階 障がい者支援課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

障がい者支援課 ☎ 0242-39-1241

期 限

すみやかにお手続きください。

※各種サービス等を受給していた方は、別途手続きが必要になる場合があります。

重度心身障がい者医療費助成の手続き

◇ 亡くなった方が重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返還等の手続きが必要です。

持ち物

- 重度心身障がい者医療費受給者証
- 法定相続人（配偶者、子、両親等）の預金通帳

受付窓口（次のいずれかで手続きができます）

- ・本庁舎 1階 障がい者支援課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

障がい者支援課 ☎ 0242-39-1241

期 限

すみやかにお手続きください。

特別障害者手当等の手続き

◇ 亡くなった方が特別障害者手当を受給していた場合は、喪失手続きが必要です。

持ち物

- 届出人（同居の配偶者または直系親族）の預金通帳

受付窓口（次のいずれかで手続きができます）

- ・本庁舎 1階 障がい者支援課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

障がい者支援課 ☎ 0242-39-1241

期 限

すみやかにお手続きください。

自立支援医療（精神通院医療）の手続き

◇ 亡くなった方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 自立支援医療受給者証

受付窓口（次のいずれかで手続きができます）

- ・本庁舎 1階 障がい者支援課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

障がい者支援課 ☎ 0242-39-1241

期 限

すみやかにお手続きください。

外出支援事業利用券の手続き

◇ 亡くなった方が外出支援事業利用券をお持ちだった場合は、利用券の返還が必要です。

持ち物

- 外出支援事業利用券

受付窓口（次のいずれかで手続きができます）

- ・本庁舎 1階 障がい者支援課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

障がい者支援課 ☎ 0242-39-1241

期 限

すみやかにお手続きください。

市営墓地・大塚山納骨堂の手続き

- ◇ 市営墓地の使用者が亡くなり、権利を承継しようとする場合は、手続きが必要です。
- ◇ 市営墓地の使用者の方が、このたび亡くなった方を市営墓地に埋葬しようとする場合は、手続きが必要です。
 - 〈市営墓地〉
 - ・大塚山墓園 ・真宮墓地公園 ・一本木墓園 ・冬木沢墓園 ・会津若松市墓地
- ◇ 大塚山納骨堂に生前登録していた方を納骨する場合は、手続きが必要です。
 - ※個々の状況によって要件や手続きの内容が異なりますので、前もって下記受付窓口にお問い合わせください。

【権利承継の手続き】

持ち物

- 墓園（墓地）使用許可書
- 現使用者（亡くなった方）の死亡を確認できる書類（火葬許可証または死亡の記載がある戸籍謄本等）
- 新たに使用者になろうとする方の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- 現使用者（亡くなった方）と新たに使用者になろうとする方の親族関係を確認できる書類（戸籍謄本等）
- 新たに使用者になろうとする方の預金通帳と届出印（口座振替を希望する場合のみ）

期限

すみやかに手続きください。（※埋蔵届は納骨前までに提出してください）

【市営墓地使用者の方が、亡くなった方を埋葬する場合】

持ち物

- 墓園（墓地）使用許可書
- 火葬許可証（火葬証明のあるもの）

期限

納骨前までにお手続きください。

【大塚山納骨堂の永年合葬室を生前登録していた場合】

持ち物

- 永年合葬室（生前登録）使用許可書
- 火葬許可証（火葬証明のあるもの）
- 収蔵申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民票等）

期限

納骨の14日前までにお手続きください。

受付窓口

・追手町第二庁舎 1階 環境共生課 ☎ 0242-39-1262

市営住宅の手続き

◇ 亡くなった方が市営住宅に入居していた場合、次の手続きが必要です。

- ◆ 亡くなった方が住宅名義人で、同居者が新たな名義人となる場合には承継届出が必要です。承継する場合には、名義人として必要な要件があります。
- ◆ 住宅名義人以外の同居の方が亡くなった場合は、異動届出が必要です。
- ◆ 市営住宅を退居される場合は、退去の手続きが必要です。

※なお、個々の状況によって要件や手続き内容が異なりますので、前もって下記受付窓口までお問い合わせください。

持ち物

- 手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

・ 栄町第一庁舎 4階 建築住宅課 ☎ 0242-39-1268

期 限

すみやかにお手続きください。（おおむね2週間以内）

その他

県営住宅に入居していた方が亡くなった場合の手続きについては、下記の受付窓口にお問い合わせください。

・ 会津若松市追手町7番5号 福島県会津若松合同庁舎本館1階
会津地区県営住宅管理事務所 ☎ 0242-29-5526

し尿くみ取りトイレの手続き（北会津町・真宮新町・河東町を除く）

◇ 亡くなった方のご家庭がし尿くみ取りのトイレを使用している場合は、利用者変更や停止の手続きが必要です。

持ち物

- 下記受付窓口まで電話でお問い合わせください。

受付窓口

・ 追手町第二庁舎 1階 環境共生課 ☎ 0242-27-3961

期 限

死亡届出後14日以内

上下水道の手続き

- ◇ 上下水道を使用している家庭で、使用名義の方が亡くなった場合は、手続きが必要です。
- ◇ 亡くなった方のご家庭で、地下水を使用し、下水道などに接続している場合は、人数変更の手続きが必要です。

持ち物

- 手続き方法については、下記受付窓口に電話でお問い合わせください。

受付窓口

- ・ 会津若松市上下水道料金センター ☎ 0242-22-6172

期限

すみやかに手続きください。

- ◇ 上水道の給水装置を所有または管理している方が亡くなった場合は、手続きが必要です。

持ち物

- 手続き方法については、下記受付窓口に電話でお問い合わせください。

受付窓口

- ・ 会津若松アクアパートナー(株) ☎ 0242-22-6171

期限

すみやかに手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....